五　計画期間、他の計画との関係等

計画期間は、特定健康診査等実施計画（高齢者の医療の確保に関する法律第十九条第一項に規定する特定健康診査等実施計画をいう。）や健康増進計画（健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画及び同条第二項に規定する市町村健康増進計画をいう。）との整合性も踏まえ、複数年とすること。

また、特定健康診査等実施計画は保健事業の中核をなす特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法等を定めるものであることから、組合が保健事業を総合的に企画し、より効果的かつ効率的に実施することができるよう、可能な限り実施計画と特定健康診査等実施計画を一体的に策定することが望ましいこと。

なお、策定した実施計画については、分かりやすい形でホームページ等を通じて公表すること。

第五　事業運営上の留意事項

組合は、保健事業の運営に当たって、特に次の事項に留意すること。

一　保健事業の担当者

1　第三に掲げられた保健事業を実施する際には、医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士、栄養士、歯科衛生士等、生活習慣病の予防等に関し知識及び経験を有する者をもって充てること。

2　担当者の資質の向上のため、組合員等の生活習慣の改善等に向けた取組の目的及び内容を理解させ、さらに知識及び技術を習得させるため、定期的な研修を行うこと。その際には、効果的な研修を行うため、他の組合と共同して行うことも有効であること。

二　職域及び地域におけるリーダー的人材の育成

一に掲げた直接の事業担当者のほかにも、職域及び地域のそれぞれにおいて、組合による保健事業の目的及び内容を理解し、個々の加入者の保健事業への積極的な参加を呼びかけ、生活習慣の改善等に向けた取組を支援するリーダー的な人材の育成に努めること。地域における人材の育成に当たっては、保険者協議会等の場を通じて、他の組合や市町村との連携に努めること。その際、必要に応じて、既存の制度や活動（例えば、健康保険組合の健康管理委員（各職場ごとに健康管理に関する情報、知識等を広く被保険者等に周知し、保健事業の有効かつ円滑な実施を図るため、被保険者の中から委嘱された者をいう。）や地域のボランティア活動）も活用すること。

三　委託事業者の活用

1　よりきめ細やかな保健事業を行うために委託事業者を活用することも可能であること。

その際は、事業が実効を上げるよう、保健や医療に関する専門家を有するなど、保健指導を効果的に行うノウハウを有するような一定の水準を満たす事業者を選定し委託すること。

特に、個人を対象とした指導や小集団を対象とした指導等においては、組合において企画及び調整を行うことを前提に、実際の指導に当たっては保健師等の専門職を活用することが重要であること。

2　委託を行う際には、効果的な事業が行われるよう、委託事業者との間で、保健事業の趣旨や組合員等への対応について、事前に十分に協議を行い、共通の認識を得ておくこと。

また、事業の終了後は、当該事業の効果について、客観的な指標を用いて評価を行うこと。

四　健康情報の継続的な管理

1　健康情報を継続的に管理することは、加入者の健康の自己管理に役立ち、疾病の発症及び重症化の予防の観点からも重要であること。

健康情報の管理は、健康の自己管理の観点から本人が主体となって行うことが原則であるが、組合は、健康診査の結果、保健指導の内容、主な受診歴等、個々の組合員等に係る健康情報を、少なくとも五年間継続して保存及び管理し、必要に応じて活用することにより、組合員等による健康の自己管理及び疾病の発症や重症化の予防の取組を支援するよう努めること。

2　健康情報の提供の際の手続等については、当該情報を第三者に提供する場合には、原則としてあらかじめ組合員等本人の同意を得るなど、個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び財務省所管分野における個人情報保護に関するガイドライン（平成二十二年三月財務省告示第九十一号）によること。

なお、組合が保健事業により得た組合員等の健康に関する情報を国等に提供する場合には、組合が国等に代わって行った労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）に基づく事業により得られた情報以外は、原則として本人の同意を必要とすること。

3　組合を異動する際において、組合員等が希望する場合には、異動元の組合が保存及び管理をしている健康情報を組合員等に提供するとともに、異動先の組合に同情報を提供するように組合員等に対し勧奨すること。

さらに、健康情報の継続的な管理に資するよう、既存の健康手帳等を活用し、健康診査の記録を綴じ込める記録簿を新たに発行するなど、必要に応じて工夫を行うこと。

五　国等との関係

1　組合は、十分な保健事業を実施することができるよう、国等に対して、組合又は職場ごとの組合員等の健康状況や健康課題を客観的な指標を用いて示すことなどにより、保健事業の必要性についての理解を得るよう努めること。また、国等に対して、保健事業の内容、実施方法、期待される効果等を事前に十分に説明し、組合員等が参加しやすい実施時間及び場所を確保することにより、保健事業に参加しやすい職場環境を醸成すること。さらに、組合員等に対して保健事業への参加を勧奨してもらうこと等について、国等の協力が得られるよう努めること。

2　職場における禁煙や身体活動の機会の提供など、個々の組合員等が健康づくりに自主的に取り組みやすい環境が職場において実現するよう、必要に応じて、国等に働きかけること。

3　組合が行う保健事業は、国等が行う国家公務員法に基づく福利厚生事業や労働安全衛生法に基づく事業と密接な関係がある。このため、保健事業の実施に当たって、それぞれの役割分担を含めて、事前に国等と十分な調整を行い、効率的な実施に努めること。また、組合員の健康水準の維持及び向上に役立てるため、例えば、高齢者の医療の確保に関する法律第二十七条第二項及び第三項の規定に基づき、四十歳以上の組合員に係る健康診断の結果の提供を求めるとともに、四十歳未満の組合員に係る健康診断の結果についても、本人の同意を前提として、提供してもらうよう国等に依頼するなど、国等が行う事業との積極的な連携に努めること。

○厚生労働省告示第八十七号

水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号）の規定に基づき、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成十五年厚生労働省告示第二百六十一号）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。

平成二十九年三月二十八日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号2⑴及び⑵に次のただし書を加える。

ただし、別表第5及び別表第6において標準液又は混合標準液の保存に関する特別の定めのある場合については、その限りでない。

第二十七号中「別表第十八」の下に「又は別表第十八の二」を加える。

別表第3の6及び別表第4の6中「操作して」の下に「試験溶液中の」を加え、「表3に示す」を「表3の」に改める。

別表第5の1⑶中「200倍」を「2～200倍」に、「0.005mg」を「0.005～0.5mg」に改め、同⑽を次のように改める。

⑽　金属類混合標準液

カドミウム、鉛、六価クロム、ホウ素、亜鉛、アルミニウム、鉄、銅、ナトリウム、マンガン、カルシウム及びマグネシウムのそれぞれ一定量の標準原液を混合して硝酸を添加後、精製水で100～10000倍の範囲内における任意の濃度に薄めたもの

この溶液1mlは、それぞれの金属を0.0001～0.01mg含む。

この溶液は、冷暗所に保存する。